

議案第 28 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) J R 佐倉駅北口自転車駐車場
- (2) J R 佐倉駅南口自転車駐車場
- (3) 京成佐倉駅北口水路自転車駐車場
- (4) 京成佐倉駅南口自転車駐車場
- (5) 京成臼井駅北口第一自転車駐車場
- (6) 京成臼井駅北口第二自転車駐車場
- (7) 京成臼井駅南口自転車駐車場
- (8) 京成志津駅北口自転車駐車場
- (9) 京成志津駅南口自転車駐車場
- (10) 京成ユーカリが丘駅前上座跨線橋下自転車駐車場
- (11) 京成ユーカリが丘駅北口自転車駐車場
- (12) 京成ユーカリが丘駅南口自転車駐車場
- (13) 京成大佐倉駅南口自転車駐車場

2 指定管理者となる団体

東京都港区西新橋二丁目 8 番 1 号

一般社団法人日本駐車場工学研究会 代表理事 一 瀬 哲 雄

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月30日提出

佐倉市長 巖 和 雄